

1882年ドイツ帝国職業 = 営業調査（1）

長 屋 政 勝

は じ め に

各国における近代的レベルでの社会統計成立のメルクマールは何かといえ、それは人口に対する全数調査（センサス）の実施にあるとするのが一般的見解といえよう。人口総体に対する悉皆調査は国家行財政の基礎資料獲得を目指すものであるが、これは資本主義的社会経済圏と国民国家の形成を背景に、それぞれの国における社会体制近代化の一環にしか現れえないものだからである。とはいえ、社会構成体の規模と構成を数量的に把握する社会経済統計の展開全体からすれば、人口センサスはあくまでその端緒に属するものといわざるをえない。

これをドイツにおける社会経済統計の展開からみれば、1871年1月の帝国形成後、同年12月1日に早々と帝国統計庁と各国統計局との連携のもと、人口に対する全数調査が実施されている。近代的国家体制の確立とは時差をもってしか実施されえないのが人口センサスの通例とすれば、このことは画期的なことといえる。しかし、人口センサスは統計作成における近代化の序曲にすぎない。ドイツ社会統計の他にはみられないそれにもましての特徴は、人口統計に留まることなく、それをこえて社会経済と国民生活の全体的数量像獲得を目指した統計作成活動が間髪をおかず全面的かつ精力的に展開されたというところにある。こうした動きの中から、内容的にも統計方法からみても他国を圧倒する組織的体系的な社会経済統計が19世紀70年代以降のドイツを舞台にしてうみ出されてゆく。同世紀末から20世紀30年代にかけて各国において試みられた統計の

拡充に当り、ドイツ社会統計が実践的かつ理論的な模範と目された所以である。

こうしたドイツ社会統計の展開・拡充過程がひとつの頂点に達したことを示すものとして1882年6月5日に実施された帝国職業 = 営業調査をとり出すことができる。この調査はもともとは関税同盟統計拡充委員会での審議の結果、1872年5月1日に実施が構想されていたものである。これは1819年来のプロイセン王国での3年おきの営業表作成の経験をふまえ、また1846年と1861年の関税同盟での2度にわたる営業表作成の実績をはさみ、さらに1870-71年にわたる関税同盟統計拡充委員会において、これまでの営業表に替る新機軸のもとでの営業統計のあり方を検討する中から獲得された構想であった。しかしながら、諸般の事情から1872年実施は不可能となり、その後も大幅な遅滞を余儀なくされ、1775年の職業 = 営業統計調査の失敗をはさみながら、1882年に至りようやく実現したものである。71年8月のその構想時からすでに10年以上が経過していた。

遅滞の理由は人口把握に較べ経済活動における個々人の属性（職業）ならびに経営体の特性（営業状態）を掴むことには、統計作成における他にはない独自の難問が待ち受けていたからである。この困難を克服し、人口総体の職業構成、ならびに農業経営と商工業経営（＝狭義の営業）の実相把握をセンサス形式で試みた1882年調査こそは、ドイツにおける社会統計の展開に新局面の開くものであり、かつヨーロッパでも抜きん出たレベルの経済統計を提供するものといえよう。人口数という表象をこえ、国民ひとりひとり、ならびに営業経営体ひとつひとつの経済的属性に関するこの調査は社会構成体の実体に迫ろうとする点で近代的な社会統計の確立の実質的なメルクマールといえるのである。こうした点で1882年調査は19世紀ドイツ社会統計の高揚を象徴する統計調査のひとつといえるであろう。

本稿では1882年調査に至るまでの職業調査と営業調査の経緯を概略提示し、それをふまえ1882年調査そのものの方法論的特徴を検討しその歴史的意義づけを試みる。

I 1882年調査までの経過

1 人口調査における職業調査項目

来るべき統一ドイツでの統計のあり方をめぐって1870年早々から開始された関税同盟統計拡充委員会の検討の中で、同年末に予定されている全ドイツ人口調査（これは第2回目の北ドイツ連邦と関税同盟領域にまたがる人口調査として予定されていた）に現住人口の「身分あるいは職業」項目をとり入れることが1870年1月14日に開催された第3会議で承認されている。ひき続き2月5日の第17会議において、ヘッセン代表委員ファブリチウス（上級税務参議官）ならびにバイエルン代表委員マイヤー（バイエルン王国統計局長）の提案を汲んで、「主たる職業クラスと生業クラス別の現住人口」が調査項目に設定された。職種は7分野に分かれ、職業上の地位が4階級に分けて提示されている¹⁾。

人口調査に個々人の属性としての職種と職業身分を申告させる方式は1840-60年代に各国の多くの調査事例ですでに採用されている。イギリスやベルギー、フランスでの人口センサス、オランダやデンマーク、スエーデンやノルウェー、またドイツ圏でのザクセンやヴェルテンベルクでの人口調査、さらに1867年に行われた北ドイツ連邦ならびに関税同盟領域の最初の人口調査でも実施済みのことではある。人口調査票に盛り込まれた職業調査項目によって人口の職業別構成を把握する、これが一般的方式となっていた。拡充委員会でもその方式を踏襲し、実質的に第1回帝国人口センサスとなった1871年調査で採用され、爾来5年間隔の人口調査でもそれが継続されることになる。

拡充委員会の審議結果をまとめた連邦参議院への「報告」の第1号「人口調査に関する報告」（1870年2月12日）には、「1870年ドイツ関税同盟で行われる人口調査の特殊規定」としてこの職業調査項目の意義について以下のように説明されている²⁾。

1) Protokolle über die Verhandlungen der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd, 1, 1873, S. 4, S. 12-13.

2) Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, a. a. O., /

職業、あるいは生業分野

人口調査と結びつけられる身分、職業、生計分野、生業分野、等々に関する調査の主として役立つことは、総人口を主生計分野別に分類し、避けることのできない不正確さはいくつかあるにせよ、この点で価値ある開示を提供することである。この調査が営業の特殊な統計に関する資料の作成に役立つことには制約があるが、それは完全な営業統計には世帯内での共同生活からは必ずしも見通すことのできない企業家、被雇用者と労働者、等々の関連をひき出させる特別調査がさらに必要となるためである。この点をふまえておけば、次のことは認められるように思われる。すなわち、調査リストの中では15歳以上の個々人の主業、収入と結びついた副業、および労働関係と雇用関係（親方か、職人か、徒弟か、等々）についての簡単な申告で満足し、営業統計のための記録作成のより特殊な調査を今後に残しておくことである。

ここでは職業調査として制限された調査項目で満足し、家計生活とは別の営業関係（労使関係を含む）には別種の調査＝営業調査をもって望む必要があるが、それは今後の課題に留めおくということである。背後には人口調査の毎翌年には営業調査を実施するという拡充委員会で採用された当初の構想、つまり営業統計への強い志向が横たわっている。

この人口センサスは予定されていた1870年末が普仏戦争下のもとにあり実施不可能となり、ドイツ帝国形成後の翌1871年12月1日まで延期を余儀なくされた。従い、ドイツ帝国での最初のセンサスとなったのが1871年調査であるが、その調査票の全12項目のうち、その第10項目に職業関係についての以下の質問項目が設定されている。

職業、あるいは生業分野／15歳以上の個々人の主業；収入と結びついた副業；労働関係と雇用関係

ここからの回答が先の拡充委員会で承認された下の主ならびに副職種（Berufsart）、および職業上の地位（Berufsstellung）で分類されている。

職 種	地 位
A. 農業 (含、畜産業・ブドウ栽培・園芸業) 林業・狩猟・漁業	a. 所有・職業・生業での業主 b. 自立した被雇用者と労働者
B. 採鉱業・精錬業, 工業・建設業	c. すべての種類の奉公人
C. 商業・運輸業	d. その他の世帯身内
D. 私的サービス提供者・手労働者・日雇労働者など	
E. 陸海軍	
F. その他のすべての職種	
G. 無職者	

しかし、この結果には次回の1875年人口調査の審議のために1874年8月5日から11日にかけてベルリンにおいて6回の会合をもった帝国統計庁と各国の統計行政代表者の会議 = ドイツ統計中央部署幹部会議 (Verhandlung der Vorstände Deutscher statistischer Centralstellen) の中で批判的評価が下される。標識設定の不正確さ (例、性別分類が若干の大きな職業クラスでしか行なわれず、年齢や家族状況の区分と関連させることができない)、分類の平板さ (表面的である)、調査と総括での統一的指示の欠落、これらの理由で、職業統計には社会領域上で現在進行中の動きに関する特殊な認識が期待されるが、「義務として1871年に指示された職業統計はこうした要請をなんら満たすことができない」³⁾とされ、その利用は不可能ということ意見一致をみた。

調査様式と結果総括に統一的指示が欠落し、このため各国においてばらばらな対応がみられた。実査にも総括にも「不統一性 (Ungleichmässigkeit)」の著しい調査として批判されることになる。難点は産業分類と職業分類が混在していることにあった。また、地位分類においても、設定されたカテゴリーで当時の職業上の地位分類が果たされるのか、あまりにも貧弱ではないかとする批

3) Die Volkszählung im Deutschen Reiche vom 1. Dezember 1871, *St. d. D. R.*, Bd. 14, Theil 2, 1875, S. VI. 189. 後日、プロイセン統計局百周年記念号においても、「若干の例外を別にして、1871年職業調査は本質的に失敗であった」(*Festschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Berlin, 1905, S. 62.)と断定されている。

判を免れえなく、業主や被雇用者の個々のカテゴリーについての概念規定に明確さと掘り下げが不足していた。ここから調査当局において個々人のカテゴリー帰属をめぐって多くの疑問と混乱が生じたとされる。

こうしたことから明らかになることは、ここにはかつてのプロイセン国家営業表や関税同盟営業表にみられた産業統計と職業統計の混乱の痕跡がまだ残っていることである。すでに明らかにしたように、それら営業表には社会的分業の中での小経営従事者の特性（業種と地位）に関する職業統計＝手工業者表と産業分野での営業体（組織）の人的物的構成に関する経営統計＝工場表が混在していた。その不明瞭性を引きずっている。また、全体にまたがる統一的指示がなく、県や郡といった地方官庁（プロイセン営業表の場合）や各国政府（関税同盟営業表の場合）のそれぞれの判断に概念規定や調査方式に関する多くのことが任されていた点でも同様である⁴⁾。

1875年時の第2回人口センサスにおいても、1871年調査と同じく人口調査票の中の個人の属性として、改善された表示様式で職業関係が調査されている。すなわち、調査内容は前回と同様であるが、それが以下のように主職種・地位・副職種の3項目に分けてとり挙げられている（右端の数字は調査項目番号）。

職業、あるいは生業分野

主たる職業	主たる職業，主たる生業，あるいは主たる生計源の名称	8
	主たる職業における労働関係，あるいは雇用関係	9
収入と結びついた一時的副業		10

ところが、この調査結果は帝国レベルでは職業統計として加工表示されえないままに終る。人口調査に附随して行なわれた後述の営業調査の編集と総括の方が緊急課題とされたためである。統計中央部署幹部会議において双方の加工処理は無理と判断され、職業構成よりも営業関係の加工表示がさし迫ったもの

4) これに関しては、拙稿「ドイツ社会統計と関税同盟営業表」『統計学』（経済統計学会），第80号，2001年3月，を参照のこと。

として優先されたのである。

さらに続く1880年の第3回人口センサスでは、前回同様に人口調査票に主職業について1875年調査と同様の標識が設定された。すなわち、調査項目の第7項に以下のものが設けられている。

身分、職業、あるいは生業分野／その正確な名称；労働関係、あるいは雇用関係

この項目に対する回答から当初は職業統計への加工が見込まれていた。しかし、前年の1879年10月のドイツ統計中央部署幹部会議ではその加工作業を行なうか否かについては未決定のままに残された。その時点では、技術的また財政的にその作業遂行の見通しがまだ立たなかったからである。

調査終了後の1881年に招集されたドイツ統計中央部署幹部会議で、1880年調査結果から納得のゆく職業統計を作成することは不可能と判断された。その最大の理由は農業にかかわる就業者の取扱いにあった。80年調査の職業項目では副生業もしくは副業についての表示が最初から欠落しており、農業で広範にみられる副業の実態が把握不可能とされたためである。また、副業としての別種職業をもっている農業従事者の多くは農業を天賦のものとし、農業ではなくその別の職業を自分の主生業として回答する傾向をもつことが明らかにされている。従い、その回答からは農業経営における職業関係の実態が掴めなく、強いては職業構成全体の歪んだ映像しか出てこないことになる。会議では全般的職業統計と同時に農業経営統計の実施の必要性が確認され、その旨が1881年10月にライヒ内務省へ報告提示されることになった。

こうして、人口の職業・生業関係の悉皆把握を目指した営業統計を志向しながらその実現までには至らなく、人口センサスの中に職業調査項目を盛り込んだものの、人口総体の職業構成を描き出すところまでは行きつかなかったのが1882年調査を迎えるまでのドイツ職業統計であったといえる。

2 1875年営業調査

他方、同じ生業関係に関する調査ではありながら、個人レベルでの職業とは異なった経営単位の経済状況についての調査、すなわち営業調査の方にはどのような進展が見られたか。

1870年から71年にかけての関税同盟統計拡充委員会の検討の結果、1872年5月に第1回のドイツ帝国営業調査が予定された。しかし、前年12月の第1回人口センサスの集約作業が過重なものとなり、営業センサス実施は不可能となった。従って、72年営業調査の企画は実行には移されず構想のままに留まった⁵⁾。

その後、1875年に至り、改めて営業調査の実施をめぐる検討委員会「ドイツ帝国における営業統計作成に関する提案改訂のための委員会」がベルリンに招集され、枢密上級政務参議官フォン・メーラーを議長にしてのべ13名の代表（帝国行政から4名、プロイセンから3名、バイエルンから2名、ザクセン、ヴェルテンベルク、バーデン、そしてハンブルクからそれぞれ1名、この中には帝国統計庁長官ベッカー、プロイセン統計局長エンゲル、プロイセンの枢密政務参議官マイツェン、バイエルン統計局長マイヤーも含まれる）が4月26日から5月7日にかけての計8回の会議のもとで、1871年8月の関税同盟統計拡充委員会の連邦参議院への報告（第18号）にあった営業調査の実施規定の修正を審議している⁶⁾。眼目は営業調査を第2回人口調査と連結させて1875年12月1日に行なうこと、先の関税同盟統計拡充委員会のプランを、とくに機械使用に関する質問を整理して大幅に簡易化すること、この点にあった。

第2回会議でエンゲルによる改革素案の提示があり、以降これをめぐって審議が継続されてゆく。その結果を受けて、最終的に5月20日づけの帝国宰相名で連邦参議院への指令の形をとった営業調査の実施プランが固まった。帝国統

5) これに関しては、拙稿「ドイツ関税同盟統計拡充委員会と営業調査」『社会システム研究』（京都大学）、第6号、2003年3月、「1872年ドイツ帝国営業調査の構想」『社会システム研究』（京都大学）、第7号、2004年2月、を参照のこと。

6) 当委員会、すなわち、Kommission für die Revision der Vorschläge über die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reiche、での審議内容は、*St. d. D. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, S. 1. 2-15、に収録されている。

計庁の名で以下の書式が制定されている。

- ① 営業統計調査規定 (全14項目)
- ② 調査紙 (被雇用者・徒弟が2人以下の経営、これには人口調査票の裏面が使用される)
- ③ 調査票 (被雇用者・徒弟が3人以上の経営、これには別の調査票が使用される)
- ④ 暫定概括
- ⑤ 確定概括 (I. 人的構成, II. 物的構成)
- ⑥ 営業経営の体系分類 (19グループ, 90クラス, 142細目)

プランとしては関税同盟統計拡充委員会の方針に沿い、それを簡略化しながら人口調査に附随させて営業調査を独立の直接調査として志向したものといえる。また、代表者の半数近くはかつての拡充委員会の構成員でもあった。従い、先の1872年営業調査は決して企画だけに終わったわけではなく、その基本構想は修正されながらもその後の営業調査の枠組みを提供することになったのである。

確かに、現実にも1875年12月1日の人口調査に結びつけられて営業調査が実施された⁷⁾。しかし、上の検討委員会の審議結果とそれをふまえた帝国宰相指令で描かれた調査とは異なり、簡略化のゆき過ぎのあまり調査が矮小化され、本格的な営業調査からは大きく後退したものに終らざるをえなかった。しかも、1875年6月10日には、連邦参議院内の営業統計関連専門委員会の決議として経営規模の大小区分において、小経営の境界が先の被雇用者2人以下から5人以下へと引き上げられることになった。この結果、圧倒的多数の経営体が人口調査とは別の本来の営業調査の対象からは外されることになった。

ここでは次の2様の調査が実施されている。経営体を被雇用者数でもって大小に2分し、被雇用者なし、あるいはそれが5人以下のものを小営業とし、これに関しては人口調査票の裏面を利用したごく簡単な質問がなされている。

7) Die Volkszählung im Deutschen Reiche vom 1. Dezember 1875, *St. d. D. R.*, Bd. 25, Theil 2, 1877, S. 1-18.

- ① 被雇用者と徒弟の数
- ② 使用されている織機・靴下製造機・踏台つきミシンの数

他方、被雇用者6人以上の経営体に対しては、人口調査票とは別に営業関係の調査票が配布され、そこには次の質問項目が設定されている。

- ① 店舗名、場所、経営業務主宰者ならびに従業者（地位・性・年齢区分を伴う）
- ② 使用動力機の種類と数量（可能な限りその力量）
- ③ 営業に特徴的な作業機械と他の物的設備・装置（7グループ別）

総括表では19グループ、94クラス、304営業細目の分類が設定されている。その概括は「1875年12月1日のドイツ営業調査の帰結」として『ドイツ帝国統計』第34第1・2分冊ならびに第35巻第1・2分冊の計4冊（1879年）の中で公開される⁸⁾。とくにプロイセンとオルデンプルクが詳しい加工と公開を実施している。

とはいえ、この調査は後に厳しい批判を蒙ることになる。例えば、ドイツ営業統計を総括したモルゲンローズによって、「包括的な計画と較べて、著しく後退したものであった」⁹⁾と否定的な評価を下される。その理由は①問題設定の不十分さ、②重複調査と調査漏れの多発にあり、さらにその他さまざまな欠陥を内包していたとされる。なによりも問題とされたことは、12月という調査時期は人口センサスにとっては適時とはいええるかもしれないが、営業関係の調査にとってはむしろ逆である。また小・零細経営が広範に分布していた当時の状況にあって、被雇用者5人以下の経営を小経営と規定してその調査を簡略化したため、営業経営の全体的な実態が把握できないという欠陥をもつということであった。また、さらにいくつかの特殊な営業体（例、鉄道・郵便・電

8) Die Ergebnisse der Gewerbezählung vom 1. Dezember 1875 im Deutschen Reiche, *St. d. D. R.*, Bd. 34, Theil 1, 2, 1879, Bd. 35, Theil 1, 2, 1879.

9) W. Morgenroth, *Gewerbestatistik, Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München u. Berlin, 1911, S. 219. また、同じところで、「関税同盟の調査に関する進歩が極めて大きいものであったとしても、1875年営業調査は人口調査とは切り離されたより新たな調査とは較べようもない」とも酷評されている。

信業での工業経営における作業場、陸海軍での工業経営における作業場、保険業や葬儀業、刑務所や厚生施設内での営業活動、また巡回営業、等々)は初めから調査枠からは排除されていた。

この経験から出てきた教訓は、人口センサスと連結させて営業調査を行えば、後者は矮小化された調査にならざるをえないということであった。作業負担や経費面でどうい2つのセンサスを重ねることには無理があり、営業調査はそれ自体独立の調査として実施されなければならない。従い、1875年営業調査は1871年時の構想からみてもその後退は否定できなく、調査時期、また経営体の網羅の度合いと調査項目の内容からみて営業センサスとしては失敗例に属するといわざるをえない。

II 1882年職業 = 営業調査の成立

1 成立経過

上述のように関税同盟統計拡充委員会の審議を受けて1872年5月1日に予定されていたドイツ帝国における最初の営業調査は延期を余儀なくされ、さらに1875年営業調査の失敗をはさんで、改めて1882年に独立センサスとして実施されることになった。この調査にはこれまでの経過をふまえ、その反省の上に立って十全な体制をもって臨むことになった¹⁰⁾。

まず、皇帝ヴィルヘルム I 世による「社会政策的改革に関するより一層の決定のための前提条件は帝国人口の信頼できる職業統計の作成にある」とする詔書が1881年11月17日に下され、これまでのような行政資料からの副産物としてではなく人口の職業構成についての直接調査による資料獲得が緊急課題となる。これはまた1880-90年代のドイツにおける社会政策上の一連の方策が提示されるきっかけをなすものでもあった。

10) 以下、1882年調査の成立経過ならびに調査の骨子については、以下のものによる。Die im Laufe des Jahres 1882 ergangenen Anordnungen für die gemeinsame Statistik der Deutschen Staaten, *St. d. D. R.*, Bd, 59, Theil 1, 1883, S. I. 1-35, Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd, 2, 1884, S. 1-13, 164-191.

時代的課題として社会政策的立法のための基礎資料として信頼できる人口の職業統計が要請されていた。社会政策面での資料としてなによりも人口の中に占める労働者階級の割合を数量的に確認すること、他の標識と組み合わせて国民の職業分布と職業地位構成の特徴を浮き彫りにすることが必要とされた。

皇帝の命を受けて、1881年11月末、連邦参議院において1882年に職業統計のための特別調査を行うとして、それに関する審議が開始され、関連法案とさらにそのための予算措置が承認される。すなわち、調査票作成と加工のための費用が帝国予算に計上され、それは公刊物の費用を含めて総額1,152,500マルク、そのうちの300,000マルクは1881/82年度予算、残りの825,000マルクは1882/83年度予算から支出するというものであった。

1881年12月第1週の帝国議会に「1882年職業統計調査に関する法案」、「1882年家畜調査の指令」が上程される。12月9日に帝国議会で最初の審議がなされ、続いて関連委員会での検討をふまへ1882年1月17, 19, 23日の審議を経て後者の「指令」とは切り離され、前者の「法案」が帝国議会で承認される。同じく、上の予算措置も承認される。次いで、2月13日、皇帝名による全5項目からの「1882年職業統計調査に関する法律」が発令される¹¹⁾。

11) 法律の全文は以下の通りであり、*Reichsgesetzblatt*, 1882, Nr. 5, S. 9. に収録される。

「神の恩寵によりドイツ皇帝、プロイセン国王、等々たる朕ヴィルヘルムは帝国の名のもとで連邦参議院と帝国議会で議決された合意に従い、以下のことを命ずる：

- § 1. 1882年に帝国を範囲にした全般的職業統計調査が実施される。
- § 2. 統計調査は各国政府によって実施される。必要な調査書式の提供と原資料の加工は、それが各国政府によって引き受けられない場合には、帝国の側から行うものとする。必要な調査票の提供と原資料の加工とで各国政府にかかった費用は、連邦参議院によって規定されつつある率にのっとり、帝国から賄われるものとする。
- § 3. 提示された質問は、個人身分や家族関係、宗派を別にして、ただ職業関係やその他の定期的な就業にかかわるに留まる。財産関係や所得関係へのいかなる介入も排除される。
- § 4. 連邦参議院は統計調査日を決め、本法律遂行に必要な指令を発令する。
- § 5. 本法律をもとにして、当人に向けられた質問に対し意図的にあいまいな返答をしたり、あるいは本法律とその実施のために下され周知のものとなった指令 (§ 4) にのっとり当人に義務づけられた申告を拒否する者には30マルク以下の罰金刑が科せられる。

朕自筆の署名ならびに皇帝印で証明する

1882年2月13日、ベルリンにて授与する

ヴィルヘルム
侯爵 v. ビスマルク]

この法律は結果として帝国議会ですべての政党から賛同をえることができたが、その審議過程に調査の範囲をめぐって委員会や議員による調査枠の拡大に關しての提案があった。すなわち、今回の職業統計では単に個々人の職業調査に限定されることなくこれを「全般的職業統計調査」として、① 農業經營での土地利用面積、② 営業經營での經營者の目的、③ 經營内での就業労働者数および利用原動機種、④ 企業の經營形態、これらが調査されるべきとされた。従い、職業調査に留まらず、同時に営業調査へ踏み込むことが必要とされたわけである。また、当初は1882年実施とされていた家畜調査は翌83年に農業営業調査と一緒に行われるとの変更があったが、この農業営業調査では① 独立農業經營数、② 經營種、③ 經營者の社会的地位 (所有者、賃借人、等々)、④ 經營規模、⑤ 就業者数、⑥ 副營業、⑦ 使用動力機と作業機、これらがとり挙げられものとされた。以上のことを帝国宰相へ要請する旨の決議が採択されている。これに關する検討の後に、蒸氣機関を軸にした原動機種 of 調査は既存資料があるためそれほど必要とはみなされないこと、経費的にはさほど負担増にはならないので職業調査と農業經營調査を同時に実施し、家畜調査はそれらとは別に1883年1月に行うこと、農耕期に小作人として働き農閑期には手工業・日雇労働・工場労働に従事する者が調査から脱漏しないよう留意すること、こうした点での合意がえられた。

こうして、先の法律をふまえ、1882年2月20日に帝国参議院で全14項目からの「全般的職業統計作成に關する規定 (Bestimmungen)」が採択され、3月3日の「中央広報」(Central=Blatt) 第9号で公示された。それは、これまでの営業調査ではあいまいな形で処理されてきた個人と營業体が区分され、それぞれが別々に、まず職業が①狭義の職業調査、ついで營業經營が③營業經營調査の対象とされ、さらにこれまでの営業調査からは外されてきた農業に關して②農業經營調査を併せて実施するというものであった。「全般的」ということの意味は調査がこれら3分野にまたがるということであり、1882年調査は単なる職業調査をこえ職業 = 營業調査という性格をもつことになる。また、これに

伴う経費の増加も承認された(82万マルク、これは1883/84年度予算に計上されることになる)。この規定に加えて、さらに以下のものが用意された。

- ① 調査と加工に関する一般的指令
- ② 調査票
- ③ 実施と業務遂行のための指示
- ④ 調査結果の総括のための指示、ならびに作成される概括と職種分類の書式

このうち、②の調査票については、帝国統計庁側から一定の用紙が用意されている。すなわち、書式Ⅰとしての職業調査用「個人職業調査書式」、次いで書式Ⅱとしての「農業経営調査書式」、この2つを含んだ4ページに及ぶ調査票(Zählbogen)、そして別の書式としての営業調査紙(Gewerbekarte)の2様である。ただし、先の法律・第2項では、この書式に縛られることなく各国が独自の調査票を作成することが認められており、その経費も帝国によって支弁されるとされていた。しかし、この自由裁量を採用したのはブラウンシュヴァイクとザクセン=マイニンゲンだけに留まり、ほぼすべての連邦国家で統計庁の用意した書式が採用されている。また、調査員には調査票の配布・回収をチェックするための管理リスト(Kontrolliste)が配布され、さらに市町村には当該市町村の全体に関する総数概要を報告させる市町村票(Gemeindebogen)も用意された。

調査の統一の実施を図るべく、1882年4月に帝国統計庁長官(K.ベッカー)による招集のもと、ドイツ官庁統計代表者の会議がエルフルトでもたれた。そこでは調査完遂のための予備措置と獲得資料の点検・加工問題を議論している。この中で、全般的職業調査の目的は「立法や行政、また学問の目的のために、人口の生業活動全体、ならびに就業者と身内、業主と被雇用者、企業家と労働者から成るその構成について正確な知識をえること、また同じく農業経営と営業経営の拡がりやその他の特徴的の属性に関する知識をえること」にあるとの確認がなされた。この目的達成には調査用紙への記入管理が確実に行われなくて

はならない。そして調査委員会の編成、調査業務への国民の広範な参加も必要となる。こうした点を考慮して同会議によって以下のような内容の決議が採択され、周知徹底が計られた。

1. 現場（市町村）での調査には国民の広範な協働が必要である。住民の中から当該地の実情に通暁した適切な者を選び、かれらに調査員を委託するのみならず、行政当局と共に調査全般の指導に当たってもらうことが必要である。
2. 調査業務指導のため、比較的大きな市町村には調査委員会が結成されるべきである。
3. 市町村の中に業務量に合った然るべき数の指導職を設けるべきである。
4. 調査委員会と当該市町村当局の課題には調査業務の準備・指導・監督のために必要な一切のことが含まれる。それには、
 - a) 調査区の区分
 - b) 調査員の確保と指導
 - c) 調査目的や記入に関しての住民への啓蒙
 - d) 回収された調査用紙の点検と修正

がある。会議が強調することは、回収された調査用紙の調査委員による即時の点検であり、またそのためには現地の事情に詳しい在地住民の協力が不可欠のものとなる。

5. 調査員の職務は調査委員会構成員や調査業務指導者のそれと正しく統合されねばならない。
6. 実査のやり方について上記業務協働者が実例をもとにして訓練を受けることが適当である。
7. 学校を場にして調査書式の説明の機会をもつ。
8. 調査員には学校教師が多く選ばれることから、調査日は公立学校を休校とし調査員の受託に支障がないようにする。

同会議は国民全般へ調査の意義を説明し信頼できるデータ収集を訴えることを目的にかなったものとし、後日その旨の文書がプロイセン統計局によって作成され公示された¹²⁾。これは各国政府の統計中央部署へ伝達され、さらには新聞を通じて住民への訴えがなされた。また、職業調査の意義と重要性を訴えた

12) *Statistische Korrespondenz*, 1882. 5. 27.

論評が新聞等に数度にわたり掲載された。

行政上の指令 (Instruktion) の形をとって各国政府から地方行政官庁 (県庁と郡庁) へ、調査の重要性を確認し現場 (市町村) での細かな実施規定の周知徹底を行うことが命じられた。そして、市町村当局には調査に必要な書式一式と指示要綱が送られ、それら内容に通曉し、まず初めに調査区の編成と調査員確保に着手するよう指示された。

また今回の調査では人口センサスと同様に調査委員会の設置が勧告されていた。その設置が可能などころでは調査権限をそこに譲渡し、それが不可能などころでは業務に熱意をもち営業関係に通じた当地住民の協力を求め、調査の準備や記入内容の事後点検のために尽力してもらうようにすべきとされた。

有能な調査員の選択は調査委員会と市町村当局の最も慎重に行わなくてはならないことであり、また彼らに対し業務に関する十全な教練を施す必要がある。いうまでもなく、調査結果の良し悪しは調査員の思慮と行動によるところが大きいからである。調査員の職務には市町村職員やさらに下部の行政当局職員が当たらねばならないが、場合によってはその任務には特に学校教師などの適当な人物が加えられ強化されるか、またかれらによって代替されることもある。

選ばれた調査員は被調査者たる世帯主や経営者と接した際には、まず調査目的をよく説明し、人口の職業構成や農業・商工業での経営状態の把握が立法や行政、そして学問的研究にとって有益なものとして利用されることを説明し、調査票への回答が決して課税目的と結びついたものではないことを伝えなくてはならない。

こうした一般の方針が定められ、次いでそれにもとづいた具体的作業が開始されることになる。それは1882年4月の調査用紙の帝国統計庁から地方当局への配布に始まり、実査と回収・点検、整理と総括を経て、各国で作成された概括表の帝国統計庁への返送までに至る約1年半におよぶ作業となる¹³⁾。

13) このほぼ1年半にまたがる作業は以下のスケジュールからなっている。

82年4月末まで帝国統計庁から調査用紙の必要数が郡当局に直接に送付される

こうして、帝国統計庁と各国統計中央部署（統計局）、中央部署と地方管区庁（県庁や郡庁）、さらに現場の市町村当局との密接な連携のもと、法的根拠を支えにした指令と指示の徹底、スケジュールの確認、事後点検の徹底、等々に配慮しながら1882年調査が出発することになった。

- 5月10日まで、調査用紙が郡当局から市町村当局へ送付される
- 5月18日まで、調査区の編成と調査員の配置（不測の事態のため調査員の代替者も指名しておく）が完了
- 5月19日まで、市町村当局ないし調査委員会から必要書式一式が調査員に渡される。それは、A. 職業調査票、B. 商工業調査紙、C. 記入手引、D. 調査員への指示、F. 管理リストの5点である
- 6月1日午前から、調査用紙の配布（4日正午まで）
- 6月5日正午から、調査用紙の回収開始（5日以内に終了することが望ましいが、必用なら翌日も継続される）
- 6月7日、営業調査紙を含んだ回収の終了
- 6月12日まで、調査者は回収した記入済みの調査用紙を点検し、それと管理リストを市町村当局ないし調査委員会へ提出する
- 6月12日以降、市町村当局はそれら調査用紙と管理リストを点検し、必要な場合には訂正を行ない、記入内容の完全さと正確さを確保する。その後、市町村票（G）へ必要な記入を行う
- 6月22日まで、住民2,000人以下の市町村に関して、市町村当局ないし調査委員会は調査区順と番号順に整理された点検済み調査票と管理リスト、ならびに市町村票を10キログラムごとに梱包し「ライヒ業務物件」と上書きし、送り状と共に県庁へ郵送する
- 7月5日まで、比較的大きな市町村に関して、同上の手続きを済ませる。その後、県庁を経て各国統計中央部署（=統計局）に集まった調査用紙の概括表への集計が行われる
- 83年4月1日まで、各国において集計された概括1（後述）が帝国統計庁へ送付される
- 6月1日まで、同じく概括2と3（後述）が帝国統計庁へ送付される
- 9月1日まで、同じく概括4（後述）が送付される